る法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十六号。次項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同条」とし、同条第二項中「第十七条第四項」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項」とする。

（就業促進手当の支給に関する経過措置）

第六条　新雇用保険法第五十六条の三の規定は、施行日以後に職業に就いた同条第二項に規定する受給資格者等（以下この条において「受給資格者等」という。）に対する就業促進手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた受給資格者等に対する就業促進手当の支給については、なお従前の例による。

（育児休業給付金の額に関する経過措置）

第七条　育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の四第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十六号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

（介護休業給付金の額に関する経過措置）

第八条　介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の六第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十六号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

（雇用保険率に関する経過措置）

第九条　第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項の規定は、平成二十四年四月一日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　**直**人

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年五月二十日

内閣総理大臣　菅　**直**人

法律第四十七号

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特定求職者に対する職業訓練の実施（第三条―第六条）
第三章　職業訓練受講給付金（第七条―第十条）
第四章　就職支援計画の作成等（第十一条―第十三条）
第五章　雑則（第十四条―第十九条）
第六章　罰則（第二十条―第二十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、特定求職者に対し、職業訓練の実施、当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就職を促進し、もって特定求職者の職業及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定求職者」とは、公共職業安定所に求職の申込みをしている者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者である者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者である者を除く。）のうち、労働の意思及び能力を有しているものであって、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと公共職業安定所長が認めたものをいう。

第二章　特定求職者に対する職業訓練の実施

（職業訓練実施計画）

第三条　厚生労働大臣は、特定求職者について、その知識、職業経験その他の事情に応じた職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、次条第二項に規定する認定職業訓練その他の特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画（以下「職業訓練実施計画」という。）を策定するものとする。

2　職業訓練実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

一　特定求職者の数の動向に関する事項

二　特定求職者に対する職業訓練の実施目標に関する事項

三　特定求職者に対する職業訓練の効果的な実施を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

3　厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めるに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴くものとする。

4　厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　前二項の規定は、職業訓練実施計画の変更について準用する。

（厚生労働大臣による職業訓練の認定）

第四条　厚生労働大臣は、職業訓練を行う者の申請に基づき、当該者の行う職業訓練について、次の各号のいずれにも適合するものであることの認定をすることができる。

一　職業訓練実施計画に照らして適切なものであること。

二　就職に必要な技能及びこれに関する知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること。

三　その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

2　厚生労働大臣は、前項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が同項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定による認定に関する事務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

（認定職業訓練を行う者に対する助成）

第五条　国は、認定職業訓練が円滑かつ効果的に行われることを奨励するため、認定職業訓練を行う者に対して、予算の範囲内において、必要な助成及び援助を行うことができる。

（指導及び助言）

第六条　機構は、認定職業訓練を行う者に対し、当該認定職業訓練の実施に必要な指導及び助言を行うことができる。

第三章　職業訓練受講給付金

（職業訓練受講給付金の支給）

第七条　国は、第十二条第一項の規定により公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等をいう。第十一条第二号において同じ。）を特定求職者が受けることを容易にするため、当該特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。

2　職業訓練受講給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める。